

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十五号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百四の項中「二千円」の下に「(旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合には、四千元)」を加え、同表百六及び百七の項及び百八の項を次のように改める。

百六 から 百八 まで	削除		
----------------------	----	--	--

別表第一の三百四の八の項の次に次のように加える。

九	三百 四の 豚熱予防液 管理手数料	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針のうち豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が登録する飼養衛生管理者が接種を行う豚熱予防液の管理	一頭につき 七十円	豚熱予防 液の交付 のとき。
---	----------------------------	--	--------------	----------------------

別表第一の三百五の項中「(昭和二十六年法律第百六十六号)」を削り、同表三百七十二の項の次に次のように加える。

三百	建築物の延	建築基準法第五十二条第六項第	二万七千円	認定申請
七十	べ面積の特	三号の規定に基づく建築物の部		のとき。
二の	例認定申請	分の容積率に関する特例の認定		
二	手数料	の申請に対する審査		

別表第一の三百七十六の項中「建築物の高さの特例認定申請手数料」を「第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの特例認定申請手数料」に改め、同表三百七十七の項中「建築物の高さの許可申請手数料」を「第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの特例許可申請手数料」に、「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項又は第四項各号」に、「高さの許可の」を「高さの特例の許可の」に改め、同表三百七十九の四の項の次に次のように加える。

三百	高度地区内	建築基準法第五十八条第二項の	十六万円	許可申請
七十	における建	規定に基づく建築物の高さの特		のとき。
九の	築物の高さ	例の許可の申請に対する審査		
五	の特例許可			
	申請手数料			

別表第一の三百九十三の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物等の建築等認定申請手数料」に、「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同表三百九十三の二の項中「一敷地内認定建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物の建築許可申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物等の建築等許可申請手数料」に、「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同表三百九十三の三の項中「一敷地内許可建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物の建築許可申請手数料」を「一敷地内許可建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物等の建築等許可申請手数料」に、「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に改め、同表三百九十九の二の二の項を次のように改める。

--	--	--	--	--

三百	低炭素建築	都市の低炭素	規則で定めると	四万二百円	認定申請
九十	物新築等計	化の促進に関	ころにより算定	(建築基準	のとき。
九の	画認定申請	する法律第五	した床面積(以	法第六条の	
二の	手数料	十三条第一項	下この項におい	二第一項又	
二		の規定に基づ	て「床面積」と	は第七条の	
		く低炭素建築	いう。)が二百	二第一項の	
		物新築等計画	平方メートル未	規定による	
		の認定の申請	満のもの	指定を受け	
		に対する審査		指定確認	
		(三百九十九		検査機関、	
		の三の項に係		建築物のエ	
		るものを除く。		ネルギー消	
		以下この項に		費性能の向	
		おいて同じ。		上に関する	
		(のうち、単		法律第十五	
		位住戸(住宅		条第一項に	
		部分(建築物		規定する登	
		のエネルギー		録建築物エ	
		消費性能の向		ネルギー消	
		上に関する法		費性能判定	
		律第十一条第		機関又は住	
		一項に規定す		宅の品質確	
		る住宅部分を		保の促進等	
		いう。)の一		に関する法	
		の住戸をいう。		律第五条第	
		(の数が一で		一項に規定	
		ある住宅(以		する登録住	
		下この項、三		宅性能評価	
		百九十九の四		機関のうち	
		の項、三百九		知事が定め	

<p>十九の六の項、三百九十九の八の項及び三百九十九の十の項において「一戸建ての住宅」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この項、三百九十九の五の二の項、三百九十九の五の三の項及び三百九十九の十の項において「基準省令」という。）第十條第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この項、三百九十九の四の</p>		<p>るものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四條第一項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び三百九十九の四の項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合にあっては、六千七百元）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が二百平方メートル以上のもの</p>	<p>四万四千三百円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、六千七百元）</p>	<p>認定申請のとき。</p>	

<p>項、三百九十 九の六の項及 び三百九十九 の八の項にお いて「誘導性 能基準」とい う。）を用い たものに係る 審査（以下こ の項において 「戸建住宅標 準審査」とい う。）</p>	<p>都市の低炭素 化の促進に関 する法律第五 十三条第一項 の規定に基づ く低炭素建築 物新築等計画 の認定の申請 に対する審査 のうち、一戸 建ての住宅で あって基準省 令第十条第一 項第二号イ(2) 及び同号ロ(2) の基準（以下</p>	<p>床面積が二百平 方メートル未満 のもの</p>	<p>床面積が二百平 方メートル以上 のもの</p>	<p>二万三千二 百円（低炭 素建築物適 合計画であ る場合に あっては、六 千七百円）</p>	<p>二万四千五 百円（低炭 素建築物適 合計画であ る場合に あっては、六 千七百円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
--	--	------------------------------------	------------------------------------	--	--	----------------------	----------------------

<p>この項、三百九十九の四の項、三百九十九の六の項及び三百九十九の八の項において「誘導仕様基準」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）</p>			
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項、三百九十九の四</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>七万五千八百円（低炭素建築物適合計画である場合は、一 万千五百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>のうちの、一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項、三百九十九の四</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>十二万三千円（低炭素建築物適合計画である場合に</p>	<p>認定申請のとき。</p>

の項、三百九十九の六の項、三百九十九の八の項及び三百九十九の十の項において「共同住宅」という。）であつて誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）

	<p>ては、二万二千四百円</p>	
<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十万六千円（低炭素建築物適合計画である場合には、四万七千七百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>二十九万二千円（低炭素建築物適合計画である場合には、八万四千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>五十七万五千円（低炭素建築物適合計画である場合には、十三万四千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が二万五</p>	<p>百万六千円</p>	<p>認定申請</p>

	<p>千平方メートル以上五平方メートル未満のもの</p>	<p>(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、二十万二千円)</p>	<p>のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査)</p>	<p>床面積が五平方メートル以上 床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>百八十四万四千元(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、三十万五千元)</p>	<p>認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>六万四千元(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、一萬千五百円)</p>	<p>認定申請のとき。</p>

以下この項に
 おいて「共同
 住宅仕様審査
 」という。）

	は、二万二千四百円)	
床面積が二千平方メートル以上五平方メートル未満のもの	十一万円 （低炭素建築物適合計画である場合には、四万七千七百円）	認定申請のとき。
床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十六万五千円（低炭素建築物適合計画である場合には、八万四千元）	認定申請のとき。
床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十九万九千円（低炭素建築物適合計画である場合には、十三万四千元）	認定申請のとき。
床面積が二万五千平方メートル	五十万円 （低炭素建	認定申請のとき。

	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十九万七千円（低炭素建築物適合計画である場合には、一</p>	<p>認定申請のとき。</p>
	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>二十三万八千円（低炭素建築物適合計画である場合には、一 万五千五百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定</p>	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>八十二万八千円（低炭素建築物適合計画である場合には、三十万五千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定</p>	<p>以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>建築物適合計画である場合には、二十万二千円）</p>	

<p>する非住宅部 分（以下この 項、三百九十 九の四の項、 三百九十九の 五の二の項、 三百九十九の 五の三の項、 三百九十九の 六の項、三百 九十九の八の 項及び三百九 十九の十の項 において「非 住宅部分」と いう。）であ って基準省令 第十条第一項 第一号イ(1)及 び同号ロ(1)の 基準（以下こ の項、三百九 十九の四の項、 三百九十九の 六の項及び三 百九十九の八 の項において 「標準入力法 」という。） を用いたもの</p>	<p>床面積が千平方 メートル以上二 千平方メートル 未満のもの</p>	<p>三十八万千 円（低炭素 建築物適合 計画である 場合にあつ ては、二万 九千三百円 ）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が二千平 方メートル以上 五千平方メー トル未満のもの</p>	<p>五十四万二 千円（低炭 素建築物適 合計画であ る場合に あつては、八 万四千円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>	
<p>床面積が五千平 方メートル以上 一万平方メー トル未満のもの</p>	<p>六十六万六 千円（低炭 素建築物適 合計画であ る場合に あつては、十 三万二千円 ）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>	
<p>床面積が一万平</p>	<p>七十八万七</p>	<p>認定申請</p>	

<p>に係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）</p>	<p>方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>千円（低炭素建築物適合計画である場合には、十 六万六千円）</p>	<p>のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>九万四千二百円（低炭素建築物適合計画である</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>八十九万七千円（低炭素建築物適合計画である場合には、二 十万七千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>	
<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>百一十一万七千円（低炭素建築物適合計画である場合には、二 十八万九千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>	

<p>の規定に基づ く低炭素建築 物新築等計画 の認定の申請 に対する審査 のうち、非住 宅部分であつ て基準省令第 十条第一項第 一号イ(2)及び 同号ロ(2)の基 準(以下この 項、三百九十 九の四の項、 三百九十九の 六の項及び三 百九十九の八 の項において 「モデル建物 法」という。 」を用いたも のに係る審査 (以下この項 において「非 住宅モデル審 査」という。)</p>	<p>床面積が三百平 方メートル以上 千平方メートル 未満のもの</p>	<p>る場合に あつては、一 万千五百円)</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が千平方 メートル以上二 千平方メートル 未満のもの</p>	<p>床面積が二千平 方メートル以上 五千平方メー トル未満のもの</p>	<p>十五万四千 円(低炭素 建築物適合 計画である 場合にあつ ては、二万 九千三百円)</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が二千平 方メートル以上 五千平方メー トル未満のもの</p>	<p>二十万四千 円(低炭 素建築物適 合計画であ る場合に あつては、八 万四千円)</p>	<p>認定申請 のとき。</p>	

<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>三十二万八千円（低炭素建築物適合計画である場合には、十三万二千元）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十八万四千円（低炭素建築物適合計画である場合には、十六万六千元）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>四十五万八千円（低炭素建築物適合計画である場合には、二十七千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>五十八万八千円（低炭素建築物適合計画である</p>	<p>認定申請のとき。</p>

	<p>場合にあっては、二十八万九千円</p>	
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様</p>	<p>認定申請のとき。</p>

	<p>様審査に 掲げる手 数料額</p> <p>イ 非住宅 標準審査 又は非住 宅モデル 審査に掲 げる手数 料額</p>	

別表第一の三百九十九の四の項を次のように改める。

三百	低炭素建築	都市の低炭素	規則で定めると	四万二百円	変更認定
九十	物新築等計	化の促進に関	ころにより算定	(低炭素建	申請のと
九の	画変更認定	する法律第五	した床面積(以	築物適合計	き。
四	申請手数料	十五条第二項	下この項におい	画である場	
		において準用	て「床面積」と	合にあって	
		する同法第五	いう。)が二百	は、六千七	
		十三条第一項	平方メートル未	百元)	
		の規定に基づ	満のもの		
		く低炭素建築			
		物新築等計画	床面積が二百平	四万四千三	変更認定
		の変更の認定	方メートル以上	百元(低炭	申請のと
		の申請に対す	のもの	素建築物適	き。
		る審査(三百		合計画であ	
		九十九の五の		る場合に	
		項に係るもの		っては、六	
		を除く。以下		千七百円)	
		この項におい			

<p>て同じ。)のうち、一戸建ての住宅であつて誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(三百九十九の五の項に係るものを除く。以下この項において同じ。)の</p>		<p>床面積が二百平方メートル未満のもの</p> <p>二万三千二百円(低炭素建築物適合計画である場合には、六千七百円)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
		<p>床面積が二百平方メートル以上のもの</p> <p>二万四千五百円(低炭素建築物適合計画である場合には、六千七百円)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	

<p>うち、一戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>七万五千八百円（低炭素建築物適合計画である場合は、一千万五百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>項において「</p>	<p>床面積が二千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>十二万三千円（低炭素建築物適合計画である場合には、二万二千四百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	<p>変更認定</p>

	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>二百八十四万四千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、三十五万五千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>三万八千九百円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、一万五千五百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>六万四千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、二万二千四百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が二千平方メートル以上</p>	<p>十一万千円（低炭素建</p>	<p>変更認定申請のと</p>

共同住宅仕様
審査」という。

五千平方メートル未満のもの

建築物適合計画である場合には、四万七千七百円)

き。

床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの

十六万五千円(低炭素建築物適合計画である場合には、八万四千元)

変更認定申請のとき。

床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの

二十九万九千円(低炭素建築物適合計画である場合には、十三万四千元)

変更認定申請のとき。

床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの

五十万千円(低炭素建築物適合計画である場合には、二十万二千元)

変更認定申請のとき。

	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>八十二万八千円（低炭素建築物適合計画である場合には、三 十万五千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>二十三万八千円（低炭素建築物適合計画である場合には、一 万五千五百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が三百平方メートル以上二</p>	<p>二十九万七千円（低炭素建築物適合計画である場合には、一 万八千七百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が千平方メートル以上二</p>	<p>三十八万千円（低炭素</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

「査」という。

<p>千平方メートル未満のもの</p>	<p>建築物適合計画である場合には、二万九千三百円</p>	<p>き。</p>
<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>五十四万二千円（低炭素建築物適合計画である場合には、八万四千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>六十六万六千円（低炭素建築物適合計画である場合には、十三万二千円</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>七十八万七千円（低炭素建築物適合計画である場合には、十</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築</p>	<p>床面積が二百五十平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>八十九万七千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、二十万七千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>九万四千二百円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、一万千五百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築</p>	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>百十一万七千円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、二十八万九千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築</p>	<p>床面積が二百五十平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>六万六千円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

<p>物新築等計画 の変更の認定 の申請に対す る審査のうち、 非住宅部分で あってモデル 建物法を用い たものに係る 審査（以下こ の項において 「非住宅モデ ル審査」とい う。）</p>	<p>床面積が三百平 方メートル以上 千平方メートル 未満のもの</p>	<p>十一万八千 円（低炭素 建築物適合 計画である 場合にあっ ては、一万 八千七百円 ）</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>
<p>床面積が千平方 メートル以上二 千平方メートル 未満のもの</p>	<p>十五万四千 円（低炭素 建築物適合 計画である 場合にあっ ては、二万 九千三百円 ）</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>	
<p>床面積が二千平 方メートル以上 五千平方メー トル未満のもの</p>	<p>二十四万七 千円（低炭 素建築物適 合計画であ る場合に あっては、八 万四千円）</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>	
<p>床面積が五千平 方メートル以上 一万平方メー トル未満のもの</p>	<p>三十二万千 円（低炭素 建築物適合 計画である</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>	

		<p>場合にあっては、十三万二千元)</p>	
	<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十八万四千円(低炭素建築物適合計画である場合には、十</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>四十五万円(低炭素建築物適合計画である場合には、二十万七千円)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が五万平方メートル以上</p>	<p>五十八万八千円(低炭素建築物適合計画である場合には、二十八万九千円)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額</p> <p>イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額</p> <p>イ 非住宅標準審査</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

	又は非住 宅モデル 審査に掲 げる手数 料額		

別表第一の三百九十九の五の二の項中「同法第十一条第一項に規定する」及び「以下この項、三百九十九の五の三の項、三百九十九の六の項、三百九十九の八の項及び三百九十九の十の項において「非住宅部分」という。）を削り、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この項、三百九十九の五の三の項、三百九十九の六の項、三百九十九の八の項及び三百九十九の十の項において「基準省令」という。）を「基準省令」に改め、同表三百九十九の六の項を次のように改める。

三百	建築物エネ	建築物のエネ	規則で定めると	三万六千八	認定申請
九十	ルギー消費	ルギー消費性	ころにより算定	百円（建築	のとき。
九の	性能向上計	能の向上に関	した床面積（以	物のエネル	
六	画認定申請	する法律第三	下この項におい	ギー消費性	
	手数料	十四条第一項	て「床面積」と	能の向上に	
		の規定に基づ	いう。）が二百	関する法律	
		く建築物エネ	平方メートル未	第十五条第	
		ルギー消費性	満のもの	一項に規定	
		能向上計画の		する登録建	
		認定の申請に		築物エネル	
		対する審査（		ギー消費性	
		三百九十九の		能判定機関	
		七の項に係る		又は住宅の	
		ものを除く。		品質確保の	
		以下この項に		促進等に関	
		おいて同じ。		する法律第	

）のうち、一
戸建ての住宅
であって誘導
性能基準を用
いたものに係
る審査（以下
この項におい
て「戸建住宅
標準審査」と
いう。）

五条第一項
に規定する
登録住宅性
能評価機関
のうち知事
が定めるも
のにより、
建築物のエ
ネルギー消
費性能の向
上に関する
法律第三十
五条第一項
各号に掲げ
る基準に適
合すると認
められた計
画（以下こ
の項及び三
百九十九の
八の項にお
いて「建築
物エネルギー
消費性能
向上基準適
合計画」と
いう。）で
ある場合に
あつては、
六千七百元

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に</p>	<p>床面積が二百平方メートル以上 方メートル以上のもの</p>	<p>四万九百円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合は、六千七百円)</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に</p>	<p>床面積が二百平方メートル未満のもの</p>	<p>一万九千七百円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合は、六千七百円)</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>対する審査のうち、一戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査(以下この項において「</p>	<p>床面積が二百平方メートル以上のもの</p>	<p>二万千円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合は、六千七</p>	<p>認定申請のとき。</p>

戸建住宅仕様 審査」という。)		百円)	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が三百平方メートル未満のもの	七万二千三百円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、一万千五百円）	認定申請のとき。
	床面積が二百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十万二千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合	認定申請のとき。

	<p>計画である 場合にあつ ては、四万 七千七百円</p>	
<p>床面積が五千平 方メートル以上 一万平方メー トル未満のもの</p>	<p>二十八万九 千円（建築 物エネルギー ー消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あつては、八 万四千円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が一万平 方メートル以上 二万五千平方 メートル未満のもの</p>	<p>五十六万七 千円（建築 物エネルギー ー消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あつては、十 三万四千円</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が二万五 千平方メートル 以上五万平方メ</p>	<p>百万二千円 （建築物エ ネルギー消</p>	<p>認定申請 のとき。</p>

	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘</p>
<p>ートル未満のもの</p>	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>
<p>費性能向上基準適合計画である場合には、二十万二千円)</p>	<p>百八十四万円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、三十万五千円)</p>
	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が三百平方メートル以上の</p>	<p>方メートル以上の</p>
<p>六万円(建築物エネルギー)</p>	<p>六万円(建築物エネルギー)</p>
<p>認定申請のとき。</p>	<p>認定申請のとき。</p>

導仕様基準を
用いたものに
係る審査（以
下この項にお
いて「共同住
宅仕様審査」
という。）

<p>二千平方メー トル未満のもの</p>	<p>ギー消費性 能向上基準 適合計画で ある場合に あつては、 二万二千四 百円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が二千平 方メートル以上 五千平方メー トル未満のもの</p>	<p>十万七千円 （建築物エ ネルギー消 費性能向上 基準適合計 画である場 合にあつて は、四万七 千七百円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が五千平 方メートル以上 一万平方メー トル未満のもの</p>	<p>十六万二千 円（建築物 エネルギー 消費性能向 上基準適合 計画である 場合にあつ ては、八万 四千元）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が一万平 方メートル以上</p>	<p>二十九万五 千円（建築</p>	<p>認定申請 のとき。</p>

<p>二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>
<p>物エネルギー ー消費性能 向上基準適合計画である場合には、十 三万四千円</p>	<p>四十九万八千円（建築物エネルギー ー消費性能 向上基準適合計画である場合には、二 十万二千円</p>	<p>八十七万二千円（建築物エネルギー ー消費性能 向上基準適合計画である場合には、三 十万五千円</p>
<p>認定申請</p>	<p>認定申請</p>	<p>認定申請 のとき。</p>

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>二十三万四千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、一万千五百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十九万三千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、一万八千七百円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>	
<p>床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十七万八千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、一</p>	<p>認定申請のとき。</p>	

	<p>つては、二 万九千三百 円)</p>	
<p>床面積が二千平 方メートル以上 五千平方メー トル未満のもの</p>	<p>五十三万九 千円（建築 物エネルギー ー消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あつては、八 万四千円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が五千平 方メートル以上 一万平方メー トル未満のもの</p>	<p>六十六万三 千円（建築 物エネルギー ー消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あつては、十 三万二千円 ）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が一万平 方メートル以上 二万五千平方 メートル未満のもの</p>	<p>七十八万三 千円（建築 物エネルギー ー消費性能 向上基準適</p>	<p>認定申請 のとき。</p>

<p>建築物のエネルギー消費性</p>			
<p>床面積が三百平方メートル未満</p>	<p>床面積が五平方メートル以上のもの</p>	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	
<p>九万八千円（建築物エネルギー消費性向上基準適合計画である場合には、二十万九千円）</p>	<p>百一十四千円（建築物エネルギー消費性向上基準適合計画である場合には、二十万七千円）</p>	<p>八十九万三千円（建築物エネルギー消費性向上基準適合計画である場合には、二十万七千円）</p>	<p>合計画である場合には、十六万六千円</p>
<p>認定申請のとき。</p>	<p>認定申請のとき。</p>	<p>認定申請のとき。</p>	

<p>能の向上に関する法律第三十四條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性 能向上計画の認定の申請に 対する審査のうち、非住宅 部分であつて モデル建物法を用いたもの に係る審査（ 以下この項において「非住 宅モデル審査」という。）</p>	<p>のもの</p>	<p>エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合は、一千万円（五百円）</p>	<p>認定申請</p>
<p>床面積が三百平方メートル以上 千平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上 千平方メートル未満のもの</p>	<p>十一万五千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合は、一千万円）</p>	<p>認定申請</p>
<p>床面積が二千平方メートル以上 二十五万平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が二千平方メートル以上 二十五万平方メートル未満のもの</p>	<p>十五万五千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合は、二万九千三百円）</p>	<p>認定申請</p>
<p>床面積が二千平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が二千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十四万三千三百円</p>	<p>認定申請</p>

<p>方メートル以上 五千平方メー トル未満のもの</p>	<p>千円（建築 物エネルギー ー消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あつては、八 万四千円）</p>	<p>のとき。</p>
<p>床面積が五千平 方メートル以上 一万平方メー トル未満のもの</p>	<p>三十一万七 千円（建築 物エネルギー ー消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あつては、十 三万二千円 ）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が一万平 方メートル以上 二万五千平方メ ートル未満のも の</p>	<p>三十八万千 円（建築物 エネルギー ー消費性能向 上基準適合 計画である 場合に あつては、十六 万六千円）</p>	<p>認定申請 のとき。</p>

	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>四十四万六千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、二十万七千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に</p>	<p>五十七万八千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、二十八万九千円）</p>	<p>認定申請のとき。</p>

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>	<p>認定申請のとき。</p>

		<p>一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第三項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査</p>			
					<p>算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額 ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額 エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>

別表第一の三百九十九の八の項を次のように改める。

九の	性能向上計	能の向上に関	した床面積（以	物エネルギー	き。
九十	ルギー消費	ルギー消費性	ころにより算定	百円（建築	申請のと
三百	建築物エネ	建築物のエネ	規則で定めると	三万六千八	変更認定

画変更認定 申請手数料	<p>する法律第三十六條第二項において準用する同法第三十四條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（三百九十九の九の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であつて誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）</p>	<p>下この項において「床面積」という。）が二百平方メートル未満のもの</p>	<p>一消費性能向上基準適合計画である場合には、六千七百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性</p>	<p>（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）</p>	<p>床面積が二百平方メートル以上のもの</p>	<p>四万九百円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、六千七百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が二百平方メートル未満</p>			<p>四万九百円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、六千七百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>一万九千七百円（建築</p>				<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>変更認定申請のとき。</p>				

<p>能の向上に関する法律第三十六條第二項において準用する同法第三十四條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性</p>	<p>能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であつて誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）</p>	<p>能の向上に関する法律第三十六條第二項において準用する同法第三十四條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性</p>	<p>物エネルギー消費性向上基準適合計画である場合は、六千七百円）</p>	<p>能の向上に関する法律第三十六條第二項において準用する同法第三十四條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性</p>	<p>床面積が二百平方メートル以上のもの</p>	<p>二万千円（建築物エネルギー消費性向上基準適合計画である場合は、六千七百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>七万二千三百円（建築物エネルギー消費性向上基準適合計画である場合にあり）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>				

<p>十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）</p>		<p>） 万五千五百円</p>	
	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>十二万円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、二百二十四百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十万二千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、四万七千七百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
	<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>二十八万九千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

	<p>合計画である場合にあっては、八万四千円)</p>	
<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>五十六万七千円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、十</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>三万四千円)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>床面積が五万平方メートル以上</p>	<p>百八十四万</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>円(建築物エネルギー消費性能向</p>		

		<p>上基準適合 計画である 場合にあり ては、三十 万五千円）</p>	
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六條第二項において準用する同法第三十四條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>三万五千五百円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合は、一）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>共同住宅仕様審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>六万円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にありては、二万二千四百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>共同住宅仕様審査」という。）</p>	<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル</p>	<p>十万七千円（建築物エネルギー消費</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

<p>ル未満のもの</p>	<p>費性能向上 基準適合計 画である場 合にあって は、四万七 千七百円)</p>	
<p>床面積が五千平 方メートル以上 一万平方メー トル未満のもの</p>	<p>十六万二千 円（建築物 エネルギー 消費性能向 上基準適合 計画である 場合にあつ ては、八万 四千元）</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>
<p>床面積が一万平 方メートル以上 二万五千平方 メートル未満のもの</p>	<p>二十九万五 千元（建築 物エネルギー 消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あっては、十 三万四千元 ）</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>
<p>床面積が二万五 千平方メートル</p>	<p>四十九万八 千元（建築</p>	<p>変更認定 申請のと</p>

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六條第二項において準用する同法第三十四條第一項の規定に基づく建築物エネルギー</p>		
<p>の向上に関する法律第三十六條第二項において準用する同法第三十四條第一項の規定に基づく建築物エネルギー</p>	<p>床面積が五百平方メートル以上</p>	<p>以上五万平方メートル未満のもの</p>
<p>の向上に関する法律第三十六條第二項において準用する同法第三十四條第一項の規定に基づく建築物エネルギー</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、二十万二千円</p>
<p>の向上に関する法律第三十六條第二項において準用する同法第三十四條第一項の規定に基づく建築物エネルギー</p>	<p>二十万五千円</p>	<p>物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、一千万五百円</p>
<p>の向上に関する法律第三十六條第二項において準用する同法第三十四條第一項の規定に基づく建築物エネルギー</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

ルギー消費性
能向上計画の
変更の認定の
申請に対する
審査のうち、
非住宅部分で
あって標準入
力法を用いた
ものに係る審
査（以下この
項において「
非住宅標準審
査」という。
）

<p>床面積が三百平方メートル以上 千平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が千平方メートル以上二 千平方メートル 未満のもの</p>	<p>床面積が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十九万三千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、一万八千七百円）</p>	<p>三十七万八千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、二万九千三百円）</p>	<p>五十三万九千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、二万九千三百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
--	---	---	--	--	--	-------------------	-------------------	-------------------

	<p>床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>六十六万三千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、十三万二千元）</p>	<p>万四千円） っては、八</p>
<p>の</p> <p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>	<p>八十九万三千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、十六万六千元）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	
<p>の</p> <p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>七十八万三千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、十三万二千元）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第二項において準用する同法第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の</p>	<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>合計画である場合にあつては、二十万七千円</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第二項において準用する同法第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>九万八千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合は、一万千五百円）</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更の認定の</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上千平方メートル</p>	<p>百十一万四千円（建築物エネルギー</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

未満のもの	消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、一万八千七百円	変更認定
床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十五万千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、二万九千三百円）	変更認定
床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十四万三千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、八万四千円）	変更認定
床面積が五千平方メートル以上	三十一万七千円（建築物	変更認定

申請に対する審査のうち、非住宅部分であつてモデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）

<p>一万平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</p>
<p>物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、十 三万二千元</p>	<p>三十八万 円（建築物 エネルギー 消費性能向 上基準適合 計画である 場合にあつ ては、十六 万六千元）</p>	<p>四十四万六 千元（建築 物エネルギー 消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あつては、二 十万七千元</p>
<p>き。</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>

<p>床面積が五万平方メートル以上のもの</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第二項において準用する同法第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の</p>
<p>五十七万八千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、二十八万九千円）</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>	<p>次に掲げる</p>
<p>変更認定申請のとき。</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	<p>変更認定</p>

<p>向上に関する法律第三十六条第二項において準用する同法第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>額を合算した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>	<p>申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第二項において準用する同法第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、同条第三項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査又は共</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

「七九〇円」を「八七〇円」に、「六五〇円」を「七三〇円」に、「五八〇円」を「

六七〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、七〇〇円」に、

八〇円	八
八〇円	七

を

九〇円	九
〇〇円	九

に、

五円
四円
三円

を

五円
四円

四円

に、

二円
二円

を

三円
二円

に、「二七円」

を「三〇円」に、「一九円」を「二二円」に、「二六円」を「二八円」に、「二四円」

「を「一六円」に、「三九円」を「四三円」に、「二三円」を「二六円」に、「二

〇円」を「二三円」に、「五九円」を「六四円」に、

四一円
三四円

を

四五円
三八円

に、「三〇円」を「三五円」に、「七八円」を「八六円」

に、「五五円」を「六一円」に、

四五円	四一円
-----	-----

を

五一円	四七円
-----	-----

に、「二二〇円」を「一三〇円」に、「八二円」を「九二円」に、「六八円」を「七

七円」に、「六一円」を「七〇円」に、

六〇円	一〇円
-----	-----

を

七〇円	二〇
-----	----

円

に、「九二円」を「二〇〇円」に、「八一円」を「九三円」に、「二七〇円」

を「三〇〇円」に、「一九〇円」を「二二〇円」に、

六〇円	四〇円
-----	-----

を

八〇円

六〇円

に、「三九〇円」を「四三〇円」に、「一三〇円」を「一六〇円

--	--

--	--

「に、「二〇〇円」を「三三〇円」に、

八〇円 七
五〇円 五

を

六〇円 八
一〇

円 六

に、「四五〇円」を「五一〇円」に、「四一〇円」を「四七〇円」に、「一、

〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に、

三〇円 七
一〇円 六

を

一〇円 八
八〇円 六

に、「五四〇円」を「六二〇円」に、

五〇円 五
八〇円 三

を

〇〇円 六
二〇

円 四

に、「三二〇円」を「三六〇円」に、「二八〇円」を「三三〇円」に改め、同

表の注1の表中「、田原本町」を削り、「及び三宅町」を「、三宅町及び田原本町」に改める。

(奈良県立公園条例の一部改正)

第三条 奈良県立公園条例（昭和二十九年四月奈良県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表中「三八〇円」を「四三〇円」に、「五八〇円」を「六七〇円」に、「七八〇円」を「九〇〇円」に、「五四〇円」を「六二〇円」に改める。

(奈良県労働会館条例の一部改正)

第四条 奈良県労働会館条例(昭和二十七年十月奈良県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中小会議室1の項を削り、同表中「小会議室2」を「小会議室1」に、「小会議室3」を「小会議室2」に改める。

(奈良県道路占用料に関する条例の一部改正)

第五条 奈良県道路占用料に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

占用物件					単位		占 用 料			
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	年	一本につき	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
							八〇〇円	五七〇円	四八〇円	四三〇円
							二〇〇円	八七〇円	七三〇円	六七〇円
							七〇〇円	二〇〇円	九九〇円	九〇〇円
							七一〇円	五一〇円	四三〇円	三九〇円
							一〇〇円	八一〇円	六八〇円	六二〇円

法第三十條第一項第一号に掲げる工作物						
第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他 上空に設ける線 類	地下に設ける電 線その他の線類	路上に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所
長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	一個に つき一 年	一個に つき一 年	一個に つき一 年
六〇〇円	七一元	七円	四円	七〇〇円	四三〇円	四〇〇円
一〇〇〇円	五一元	五円	三元	四九〇円	三〇〇円	〇〇〇円
九四〇円	四三元	四円	三元	四二〇円	二六〇円	八五〇円
八五〇円	三九円	四円	二元	三八〇円	二二〇円	七八〇円
六〇〇円	七一元	七円	四円	七〇〇円	四三〇円	四〇〇円
一〇〇〇円	五一元	五円	三元	四九〇円	三〇〇円	〇〇〇円
九四〇円	四三元	四円	三元	四二〇円	二六〇円	八五〇円
八五〇円	三九円	四円	二元	三八〇円	二二〇円	七八〇円

外径が〇・一五	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	その他のもの		広告塔									
				年	つき	トルに	方メー	積一平	占用面	年	つき	トルに	方メー	積一平	表示面
	六四円	四三円	三〇円			四〇〇円	一、					八〇〇円	四、		
	四五円	三〇円	二二円			〇〇〇円	一、					八〇〇円	一、		
	三八円	二六円	一八円			八五〇円						八七〇円			
	三五円	二三円	一六円			七八〇円						五九〇円			

法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第三号に掲げる物件					
	メートル以上〇・二メートル未満のもの	メートル以上〇・七メートル未満のもの	メートル以上〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	メートル以上〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	メートル以上〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	メートル以上〇・三メートル未満のもの
	長さ一メートルにつき一年					
一、 四〇〇円	八六〇円	四三〇円	三〇〇円	一七〇円	一三〇円	八六円
一、 〇〇〇円	六一〇円	三〇〇円	二二〇円	一二〇円	九一円	六一円
八五〇円	五一〇円	二六〇円	一八〇円	一〇〇円	七七円	五一円
七八〇円	四七〇円	二三〇円	一六〇円	九三円	七〇円	四七円

法第 三十 二条 第一 項第 六号 に掲 げる				法第 三十 二条 第一 項第 五号 に掲 げる 施設							
その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下			街及び地下		階数が一のもの		
				階数が二のもの	階数が三以上のもの	の	積一平方メートル	積一平方メートル		階数が一のもの	
方メー	日	占用面	占用面	占用面	積一平方メートル	積一平方メートル	積一平方メートル	積一平方メートル	積一平方メートル	積一平方メートル	積一平方メートル
四八〇円		四八円	四〇〇円	一、	四〇〇円	二、	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額		
一八〇円		一八円	〇〇〇円	一、	五四〇円	九〇〇円					
八七円		九円	八五〇円		二六〇円	四三〇円					
五九円		六円	七八〇円		一八〇円	二九〇円					

以下九号。七十。四百。令第。年政。十七。和二。(昭)行令。法施。道路								施設											
お旗ざ		標識		除く。のをるもであチ(ア)看板															
その他の	けるもの	時的に設	際し、一	の催しに	日その他	祭礼、縁	もの	その他の	積一平	表示面	の	設けるも	一時的に	月	つき一	トルに	月	つき一	トルに
一本に		日	つき一	一本に	年	つき一	一本に	年	つき一	トルに	方メー	積一平	表示面	月	つき一	トルに	方メー	積一平	表示面
			四八円		一〇〇円	一、			八〇〇円	四、							四八〇円		
			一八円		八一〇円				八〇〇円	一、							一八〇円		
			九円		六八〇円				八七〇円								八七円		
			六円		六二〇円				五九〇円								五九円		

令第七条第二号に掲げる工作物	件 掲げ 号に 第一 七条 () 第 いう。 「と 令																					
	チ アー		除く。					掲げ 号に 第四 七条 令第 幕(
	もの	その他の	の	断するも	車道を横	その他	のも	その他	の催しに	日その他	祭礼、縁	もの										
つき一	トルに	方メー	積一平	占用面	月	つき一	一基に	月	つき一	トルに	方メー	積一平	その面	日	つき一	トルに	方メー	積一平	その面	月	つき一	
四〇〇円	一、	四〇〇円	二、	八〇〇円	四、	四八〇円						四八円						四八〇円				四八〇円
〇〇〇円	一、	九〇〇円		八〇〇円	一、	一八〇円						一八円						一八〇円				一八〇円
八五〇円		四三〇円		八七〇円		八七円						九円						八七円				八七円
七八〇円		二九〇円		五九〇円		五九円						六円						五九円				五九円

令第七号に掲げる施設		令第七号第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	年	
地下（トンネル）のもの	地上のもの				トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの
地下階数が一のもの	地下階数が二のもの	占用面積一平方メートルにつき	月		
Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	四八〇円	一四〇円
			Aに〇・〇一二を乗じて得た額	一八〇円	一〇〇円
			Aに〇・〇一四を乗じて得た額	八七円	八五円
			Aに〇・〇一七を乗じて得た額	五九円	七八円

令第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	令第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	令第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	令第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	令第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	令第七号に掲げる施設及び自動車駐車場
	建築物	建築物	建築物	建築物	その他のもの
	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他に 設けらるるもの 階数が三 以上のもの

占用面積一平方メートルにつき一年

Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額
Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額
Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額
Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額

い 占用

別表の備考1の表中、「田原本町」を削り、「及び三宅町」を、「三宅町及び田原本町」に改める。

(奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正)

第六条 奈良県流水占用料等に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第四十二号)の

一部を次のように改正する。

別表第二中「七三〇円」を「八〇〇円」に、「五一〇円」を「五七〇円」に、「四二〇円」を「四八〇円」に、「三八〇円」を「四三〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「七九〇円」を「八七〇円」に、「六五〇円」を「七三〇円」に、「五八〇円」を「六七〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、七〇〇円」に、

八八

〇円	七八〇円
----	------

を

九九〇円	九〇〇円
------	------

に、

一六〇円	一一〇円
------	------

一七〇円	一二〇円
------	------

に、「九一元」を「二〇〇円」に、「八一元」を「九

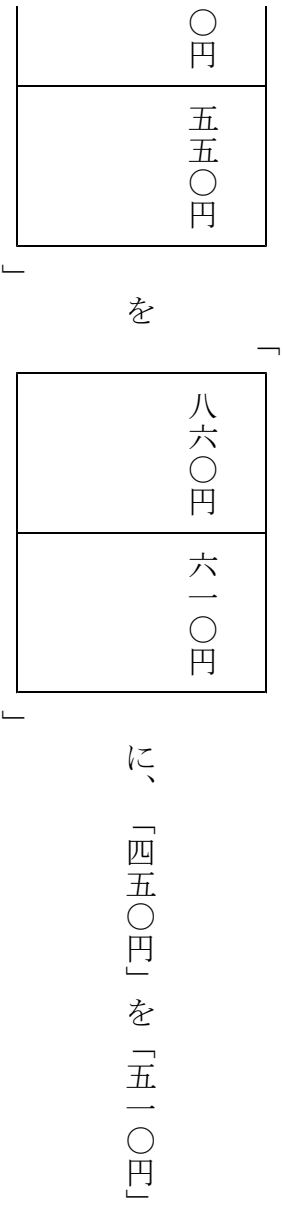
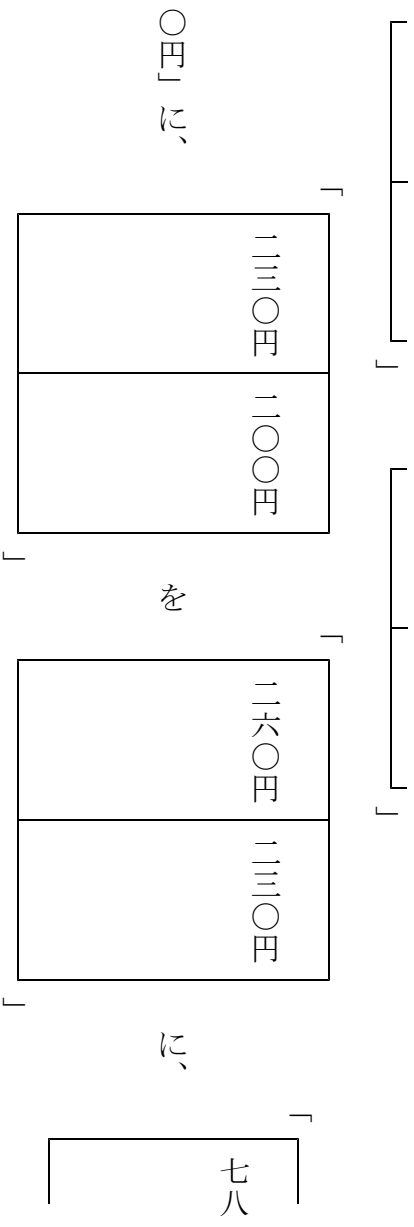
三元」に、「二七〇円」を「三〇〇円」に、「一九〇円」を「二二〇円」に、

一六〇円	一四〇円
------	------

を

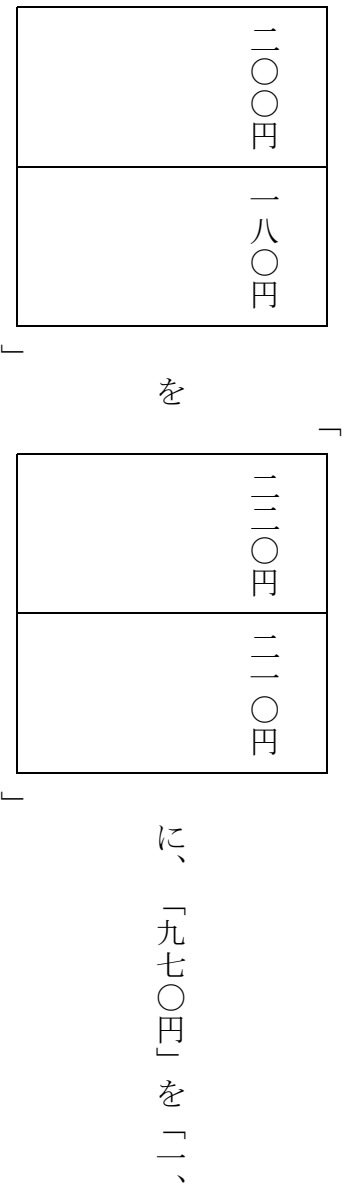
一八〇円	一六〇円
------	------

に、「三九〇円」を「四三



に、「四一〇円」を「四七〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「七六円」を「八五円」に、「六八円」を「七八円」に、「一、二七〇円」を「一、三九〇円」に、「九〇〇円」を「九九〇円」に、「七五〇円」を「八四〇円」に、「六六〇円」を「七六〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「一、八二〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、五二〇円」を「一、七〇〇円」に、「一、三六〇円」を「一、

五六〇円」に、「三五〇円」を「三八〇円」に、「二五〇円」を「二八〇円」に、



〇六〇円」に、「六八〇円」を「七五〇円」に、「五七〇円」を「六四〇円」に、「

五〇〇円」を「五七〇円」に改め、同表の備考1の表中「田原本町」を削り、「及び三宅町」を「三宅町及び田原本町」に改める。

(奈良県立都市公園条例の一部改正)

第七条 奈良県立都市公園条例(昭和三十五年三月奈良県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表を次のように改める。

種 別	単位	使 用 料		
		第二級地	第三級地	第五級地
第一種電柱	年 つき 一本に	八〇〇円	五七〇円	四三〇円
第二種電柱	年 つき 一本に	二〇〇円 一、	八七〇円	六七〇円
第三種電柱	年 つき 一本に	七〇〇円 一、	二〇〇円 一、	九〇〇円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一 メートル につき 一年	七円	五円	四円
地下電線その他地下に設ける線類	長さ一 メートル	四円	三元	二元

の満のも トル未 五メー ○・一 ル以上 メート ○・一 外径が	の満のも トル未 一メー 上○・ トル以 七メー ○・○ 外径が	の満のも トル未 七メー ○・○ 外径が	
長さ一 メート ルにつ き一年	長さ一 メート ルにつ き一年	長さ一 メート ルにつ き一年	ルにつ き一年
六四円	四三円	三〇円	
四五円	三〇円	二二円	
三五円	一三円	一六円	

地下工作物

○・四 外径が	○・三 外径が	○・二 外径が	○・一 外径が
の ル未 メー ○・四 ル以 メー ○・三 外 径が	の ル未 メー ○・三 ル以 メー ○・二 外 径が	の 満の トル未 二メ 上○ トル以 五メ ○・一 外 径が	
き一 年	長 さ一 メ ー ト	長 さ一 メ ー ト	長 さ一 メ ー ト
一七〇円	一三〇円	八六円	
一二〇円	九一元	六一円	
九三元	七〇円	四七円	

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	標識			
		の上のもの トル以上 一メートル 外径が	の満のもの トル未満 一メートル以上 〇・七メートル 外径が	のもの ル未満 〇・七メートル以上 メートル
年つき一個に つき一	年つき一本に つき一	き一年 ルにつ メート 長さ一	き一年 ルにつ メート 長さ一	き一年 ルにつ メート 長さ一
四〇〇円 一、 〇〇〇円	一〇〇円 一、 八二〇円	八六〇円 六一〇円	四三〇円 三〇〇円	三〇〇円 二二〇円
七八〇円	六二〇円	四七〇円	一三三〇円	一六〇円

郵便差出箱及び信書便差出箱	一個に			
	つき一	六〇〇円	四二〇円	三三〇円
	年			
	その他前各項により難い占用	前各項に準じて知事が定める額		

別表第二の表の注4を同表の注5とし、同表の注1から同表の注3までを同表の注2から同表の注4までとし、同表の注2の前に次のように加える。

1 第二級地、第三級地及び第五級地に該当する区域は、次の表のとおりとする。

第二級地	奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の区域
第三級地	天理市、桜井市、葛城市、平群町、安堵町、川西町、三宅町及び田原本町の区域
第五級地	宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の区域

(奈良県警察手数料条例の一部改正)

第八条 奈良県警察手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の表中十五の項を十七の項とし、九の項から十四の項までを十一の項から十六の項までとし、八の項の次に次のように加える。

九	特定自動運行 許可手数料	法第七十五条の第十二 一項の規定に基づく特	七万九千二百円	許可申請 のとき。
---	-----------------	--------------------------	---------	--------------

十	特定自動運行 計画変更許可 手数料	法第七十五条の十六第 一項の規定に基づく特 定自動運行計画の変更 の許可の申請に対する 審査	定自動運行の許可の申 請に対する審査
		七万八千五百円	
		許可申請 のとき。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中奈良県手数料条例別表第一の百四の項の改正規定、同表の百六及び百七の項及び百八の項の改正規定、同表の三百九十九の二の二の項の改正規定、同表の三百九十九の四の項の改正規定、同表の三百九十九の五の二の項の改正規定、同表の三百九十九の六の項の改正規定、同表の三百九十九の八の項の改正規定、同表の三百九十九の十の項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(奈良県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行前にした一般旅券の査証欄の増補の申請に係る手数料の額については、第一条の規定による改正後の奈良県手数料条例別表第一の百六から百八までの項の規定にかかわらず、なお従前の例による。